

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年1月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 1件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700071号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年6月20日から同年9月8日まで

以前、A事業所B船舶に機関員として乗船していた期間の一部について、船員保険の被保険者記録が確認できないとして、年金記録の訂正請求を行ったところ、当該期間の船員保険被保険者記録が訂正された。

その後、A事業所B船舶には、昭和19年6月20日頃から乗船していたことを思い出したが、乗船した当初の請求期間について、船員保険の被保険者記録が確認できないので、請求期間を船員保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A事業所B船舶に乗船したのは、昭和19年6月20日頃からだったと思う。乗船した後は、同船舶が昭和20年*月に米軍航空機の空爆を受けて撃沈されるまで継続して乗船しており、その間、他の船には乗っていない。」と主張している。

しかしながら、A事業所及び同事業所とは別の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者は、昭和19年10月3日にA事業所において船員保険の被保険者資格を取得したと記録されているところ、その直前である同年9月8日から同月30日までの期間について、A事業所とは別の船舶所有者において同保険の被保険者となっている記録が確認できる上、請求者は、乗船した時期までは記憶していないものの、当該A事業所とは別の船舶所有者の船に乗っていたことがあるとも述べており、上記の主張内容と相違している。

また、A事業所を吸収合併したC事業所は、請求者及びA事業所B船舶に関する資料はないと回答しており、請求者の請求に係る事実を裏付ける関連資料を得ることはできない。

さらに、請求者は、請求期間において、請求者と同じく機関員であったとする同僚二人の姓を挙げているが、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同姓の者は、いずれも請求者が述べている同僚の特徴と合致しない上、既に死亡しているか又は生存及び所在が確認できないことから、請求者の請求に係る事実を裏付ける陳述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、A事業所に係る船員保険被保険者名簿により、請求期間に被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた4人のうち、回答が得られた3人からは、請求者の請求に係る事実を裏付ける陳述は得られなかった。

なお、請求者は、平成27年12月21日付けで行った年金記録の訂正請求において、昭和19

年 10 月頃に、D 地域において他の船舶から A 事業所 B 船舶に乗り換えたとし、乗り換えるまでの待機期間は長くても 1 週間程度であった旨を述べており、当該陳述内容は、上述のとおり、昭和 19 年 9 月に A 事業所とは別の船舶所有者における船員保険の被保険者記録が確認できること及び同年 10 月 3 日に A 事業所において同保険の被保険者資格を取得していることと符合している。一方、今回の訂正請求に当たり、請求者は、数か月の間、船に乗らずに E 地域の実家にいたところ、昭和 19 年 5 月に A 事業所 B 船舶の乗船命令を受けて D 地域に向かい、同年 6 月 20 日頃から乗船した旨を述べており、その陳述内容が大幅に変更されているが、請求者は、本件請求に係る請求内容が勘違いであるかもしれないと述べているなど、A 事業所 B 船舶に乗船を開始した時期及び状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700075号
厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1700003号

第1 結論

昭和36年6月12日から昭和38年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年6月12日から昭和38年9月1日まで
請求期間について、脱退手当金を受給しているとのことであるが、脱退手当金をもらっていないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和38年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者は、請求期間後に加入した共済組合から退職一時金を受給したことを認めているところ、共済組合が保管する請求者の退職一時金に関する資料によると、請求者の加入期間について、昭和50年5月15日に退職一時金が支給されていることが確認できることから、請求者が請求期間の厚生年金保険について、脱退手当金を受給することに不自然さはない上、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。